

**令和3年度宮城地方労働審議会
宮城県電気機械器具製造業最低工賃
専門部会（第1回）議事要旨**

開催日時	令和4年1月31日（月）	午前10時00分 ～ 午前11時50分
出席状況	公益を代表する委員	出席3名 定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名 定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名 定数3名
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> （1）部会長及び部会長代理の選出について （2）宮城県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程の改正について （3）宮城県電気機械器具製造業最低工賃専門部会の公開について （4）家内労働法第11条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて （5）審議資料の説明について （6）金額審議に当たっての労使の基本的な主張について （7）金額審議 （8）その他 	
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> （1）部会長及び部会長代理の選出について 部会長に桑村委員、部会長代理に赤石委員が選出された。 （2）宮城県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程の改正について 改正案（議事録署名を廃止しテレビ会議システムを利用する方法による会議への出席を可能とする）のとおりとすること、施行年月日は本年1月31日とすること、で了承を得た。 （3）宮城県電気機械器具製造業最低工賃専門部会の公開について 金額審議と議決に関する部分は非公開とし、代わりに議事要旨を作成することとした。審議資料は、原則公開とした。 （4）家内労働法第11条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて 家内労働法第11条に係る意見の提出はなかった旨報告された。また、家内労働法第23条に係る関係者からの意見聴取は、審議の過程で必要と認められた場合はその時判断することとされた。 （5）審議資料の説明について 資料に基づき、説明がなされた。 	

(6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について

家内労働者側代表委員から、家内労働者数は減少傾向にあるものの製造業を支える重要な役割を今なお担っている、前回の工賃改正から4年経過し宮城県の最低賃金が10.49%引き上げられていること・同一行程において宮城県の標準工賃が低位であることを踏まえると最低工賃の引き上げをしっかりと行っていくことが必要、宮城県内の最低賃金の上昇を十分に考慮した引上額とすべきとの主張があった。

委託者側委員から、最近の最低賃金の引上げ状況・物価上昇などを踏まえると賃金や工賃の引上げに対する社会的期待感が高まっていると受け止めている、しかしながら多くの中小零細企業が原材料価格の高騰等により厳しい経営環境に直面している中実態に沿わない急激な最低工賃の引上げは社員の雇用の維持・事業の運営など企業経営に深刻な影響を及ぼす懸念がある、また新型コロナ感染拡大により世界的な供給網の混乱が懸念され先行きの不透明感が増している、経営に支障をきたすことのないよう業況や経営実態に即した慎重な議論が求められるとの主張があった。

(7) 金額審議

○家内労働者側より

シールド線の端末加工	18 銭引上げ	1 円 82 銭
シールド線チューブ挿入	19 銭引上げ	1 円 94 銭
コネクター差しシールド線	6 銭引上げ	54 銭
コネクター差しリード線	4 銭引上げ	41 銭

根拠は、宮城県最低賃金の引上率10.49%を掛け、銭未満は切上げ。

○委託者側より

シールド線の端末加工	9 銭引上げ	1 円 73 銭
シールド線チューブ挿入	10 銭引上げ	1 円 85 銭
コネクター差しシールド線	3 銭引上げ	51 銭
コネクター差しリード線	3 銭引上げ	40 銭

根拠は、前回の最低工賃の引上率(5.81%、6.06%、6.67%、8.82%)を掛け、銭未満は切捨て。昔に比べ管理工数が増え管理コストが上がっている一方モノの単価は上げてもらえない、不良品が出た場合今はお金に換算され差し引かれる、最低賃金の上昇率だけ上げるのは厳しい。

○合意に至らず

(8) その他

事務局より、第2回目、第3回目の審議日程について説明があった。